

歴史観光Webサイト「おかやまレキタビ」周遊企画等業務委託
企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年4月30日

岡山市長 大森雅夫

1 目的

歴史観光Webサイト「おかやまレキタビ」周遊企画等業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 歴史観光Webサイト「おかやまレキタビ」周遊企画等業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 概算予算額 総額3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証金 契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付 ②銀行等の金融機関の保証 ③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定するまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「観光、旅行」又は「イベント」に登録され、かつ市内外業者区分が、市内業者又は市内扱い業者であること。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和8年5月27日（水）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年5月12日（火）正午まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年5月14日（木）までに掲載（予定）
企画提案書等の提出	令和8年5月15日（金）～ 令和8年5月27日（水）正午必着

ヒアリングの実施	令和8年6月2日（火）頃予定
審査結果の通知	令和8年6月5日（金）頃予定

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

●ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】「歴史観光Webサイト「おかやまレキタビ」周遊企画等業務委託企画競争」とし、「歴史観光Webサイト「おかやまレキタビ」周遊企画等業務委託企画競争」に係る質問書（様式4号）に質問事項を記載し、岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE推進課（以下「プロモーション・MICE推進課」という。）へ送信すること。それ以外の方法では受け付けません。なお、送信後、電話（プロモーション・MICE推進課直通 086-803-1333）により、着信の確認を行うこと。

●電子メール：promotion@city.okayama.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

プロモーション・MICE推進課宛に、「歴史観光Webサイト「おかやまレキタビ」周遊企画等業務委託企画提案書等在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送又は持参してください。

(2) 提出書類

ア 企画競争参加申請書（様式1号）

イ 企画提案書（様式2号）

(ア)原則としてA4版仕様とし、縦置き・横書き・左綴じの両面印刷とすること。ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

(イ)企画提案書は、表紙を除き20ページ以内とし、ページ番号をつけること。

(ウ)作成にあたり、図・イラスト・グラフ等の使用や多色刷りは差し支えないが、ページ数に含むこととする。

(エ)仕様書（案）を熟読するとともに、企画提案書（様式2号）を確認して、仕様書（案）に定める各内容について、以下に掲げる項目に関して文章または図表等で提案すること。

a 本事業の取組方針

b 業務実績

企画提案する内容と同種の周遊企画を令和3年度以降に元請として契約し完了した業務実績

※実績については、4件以内で記載し、仕様書及び契約書の写しを提出すること。

※業務実績は国又は地方公共団体、地方公共団体を構成員としている協議会、観光協会や観光地域づくり法人（DMO）から受託したものに限る。

c 提案内容

(a) 「おかやまレキタビ」を活用した周遊企画の実施

- ・コンセプト
- ・企画内容（周遊の仕組み、各種ツール等のデザイン案、周遊するスポット案）

(b) ランディングページ（LP）のデザイン案及び構成

(c) 効果的な情報発信の実施

- ・インターネット広告等（利用媒体、媒体毎の広告費の配分とその理由、目標値）
- ・チラシ・ポスターの作成（デザイン）

(d) 独自提案

(e) 効果測定

(f) 業務運営体制

(g) 業務実施計画

ウ 経費の積算表（任意様式）

記載金額にあたっては、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記入し、全体の合計金額を明記すること。なお、経費については、項目、内訳、金額を記載すること。

(3) 提出部数

ア 社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）

イ 社名、代表者印のないもの9部（副本）

※企画競争参加申請書（様式1号）は正本部のみで可。

※副本では、提出するすべての書類において社名や代表者名は一切表示しないようにすること。

(4) 注意事項

ア 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。

イ 提出する提案書は、提案者ごとに1案とします。

ウ 仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。

エ 提出期限までに提出されなかった提案書等は、いかなる理由でも特定されません。

オ 提出された提案書等は、提出期限後に審査します。提出書類に不備があった場合は、失格となりますので、よく確認してから提出してください。

カ 提案書等の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

キ 企画競争参加申請書の提出後の辞退については、参加辞退届（様式3号）を令和8年5月27日（水）正午までにプロモーション・MICE推進課へ持参により提出してください。提出期日以降の参加辞退届は受け付けません。

8 特定方法等

(1) 審査体制

提案のあった企画提案書等については、産業観光局事務業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（２）審査方法

- ア 委員会は、提出書類及び提案者のヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- イ 委員会は、評価基準をもとに１００点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ウ 業務内容及び企画提案書に係る審査内容の各項目において、委員の審査点数の平均点が６０点を下回る提案については、最適な提案者として特定しません。

（３）ヒアリングの実施

発表時間は１事業者につき１５分以内、その後質疑応答が１０分程度あります。ヒアリングへの出席は１事業者２名までとし、社章など、社名が判別できるようなものは身につけないでください。詳細な日時、場所については後日お知らせします。

（４）評価基準

別紙１「歴史観光Webサイト「おかもやまレキタビ」周遊企画等業務委託企画提案書等評価基準」のとおり

（５）提案者の失格

契約の相手方として決定されるまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ア 「３ 参加資格」を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- エ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- オ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- カ 見積額が概算予算額を超過している場合
- キ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

（６）特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書等を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

９ 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第２３４条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、事業受託者の審査以外には使用しません。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却希望の有無について、企画競争参加申請書（様式1号）に記載してください。
- (4) 提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該提案書等を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書等は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書等特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及びその単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

【提出先・お問い合わせ先】

岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE推進課

担当：妹尾、池田

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1333 FAX：(086)803-1871

電子メール：promotion@city.okayama.jp